

診療報酬改定セミナー

令和4年度診療報酬改定のポイント ～診療所 検査編～

令和4年3月4日時点

有限会社メディカルサポートシステムズ

認定医業経営コンサルタント

代表取締役 細谷 邦夫

検 査

※全ての点数を網羅している訳ではありませんので、個々の点数は厚生労働省のHPからご確認ください。

医科点数表 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf>

実施上の留意事項 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907838.pdf>

【検査】新設項目

□ プロステートヘルスインデックス (phi)

281点

- ◆ 診療及び他の検査(前立腺特異抗原(PSA)等)の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する者に対して、CLEIA法により、前立腺特異抗原(PSA)、遊離型PSA及び[-2]proPSAを測定し、プロステートヘルスインデックス(phi)を算出した場合に限り算定
 - ◆ (イ)前立腺特異抗原(PSA)値が4.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下
 - ◆ (ロ)50歳以上65歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値が3.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下
 - ◆ (ハ)65歳以上70歳未満であって、前立腺特異抗原(PSA)値3.5ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下
- ◆ 上記に該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として1回を限度として算定

- ◆ 前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合は、3月に1回に限り、3回を限度として算定可
- ◆ 前立腺特異抗原(PSA)を併施した場合は主たるもののみ算定
- ◆ 遊離型PSA比(PSAF/T比)を併施した場合は主たるもののみ算定
- ◆ 本検査を算定する場合は、レセプトの摘要欄に、前立腺特異抗原(PSA)の測定年月日及び測定結果を記載
- ◆ 本検査を2回以上算定する場合は、レセプトの摘要欄にその必要性を記載

□ (新) 血管内皮増殖因子 (VEGF) 460点

- ◆ クロウ・深瀬症候群 (POEMS症候群) の診断又は診断後の経過観察の目的として、ELISA法により測定した場合に、月1回を限度として算定

【検査】新設項目

- (新) 超音波減衰法検査 200点
 - ◆ 脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者
 - ◆ 汎用超音波画像診断装置のうち、使用目的又は効果として、超音波の減衰量を非侵襲的に計測、肝臓の脂肪量を評価のために薬事承認又は認証を得ているものを使用
 - ◆ 肝臓の脂肪量を評価した場合に3月に1回に限り算定
 - ◆ 実施の際は、関係学会が定めるガイドラインを踏まえ適切に行う
 - ◆ 肝硬度測定又は超音波エラストグラフィーは、同一患者に対し当該検査実施日より3月以内に行われた場合は原則として所定点数に含まれる
 - ◆ 医学的必要性から別途肝硬度測定又は超音波エラストグラフィー実施の必要がある場合は、レセプトにその理由及び医学的根拠を詳細に記載
- ◆ 肝硬度測定又は超音波エラストグラフィーを算定する患者には算定不可
- (新) DNA含有赤血球計数検査 40点
 - ◆ マラリアが疑われた患者に対して、マラリアの診断を目的として、多項目自動血球分析装置を用いてDNA含有感染赤血球の計数に基づく定性判定を実施した場合に算定
 - ◆ マラリアの診断を目的として、血中微生物検査を併施した場合は主たるもののみ算定
- (新) トリプシノーゲン2 (尿) 105点
 - ◆ 免疫クロマト法により測定した場合に算定
 - ◆ 急性膵炎を疑う医学的根拠をレセプトの摘要欄に記載
 - ◆ 血液化学検査のアミラーゼ、リパーゼ、アミラーゼアイソザイム、トリプシン、腫瘍マーカーのエラスターゼ1とは主たるもののみ算定

【検査】新設項目

- (新) 関節液検査 50点

 - ◆ 関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定
 - ◆ 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査とは主たるもののみ算定

□ (新) ビデオヘッドインパルス検査 300点

 - ◆ 眼球運動記録用のCCDカメラと頭部運動を検出するセンサーが内蔵されたゴーグルを用いて、定量的に平衡機能の評価を行った場合に算定
- (新) 骨塩定量検査REMS法（腰椎） 140点

 - 大腿骨同時検査加算 55点
 - ◆ REMS法(Radiofrequency Echographic Multi-spectrometry)による腰椎の骨塩定量検査を実施した場合に算定
 - ◆ 大腿骨同時検査加算はREMS法により腰椎及び大腿骨の骨塩定量検査を同一日に行った場合にのみ算定可

□ (新) ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン 276点

 - ◆ 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定した場合に3月に1回を限度として算定
 - ◆ 医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合は、その詳細な理由及び検査結果を診療録及びレセプトの摘要欄に記載
 - ◆ 糞便検査のカルプロテクチン(糞便)又は大腸内視鏡検査を同一月中に併施した場合は、主たるもののみ算定

【検査】新設項目

- (新) 白癬菌抗原定性 2 3 3 点

 - ◆ 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定し、以下のいずれかに該当する場合に算定
 - ◆ K O H 直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合
 - ◆ 医学的必要性をレセプトの摘要欄に記載
 - ◆ K O H 直接鏡検が実施できない場合
 - ◆ K O H 直接鏡検を実施できない理由をレセプトの摘要欄に記載
 - ◆ 本検査は関連学会の定める指針に従って実施
- (新) 抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体 (要届出) 1 2,8 5 0 点

 - ◆ 算定要件
 - ◆ 2 歳未満の脊髄性筋萎縮症患者に対して、オナセムノゲンアベパルボベクの適応の判定の補助を目的として実施する場合
 - ◆ 原則として患者 1 人につき 1 回に限り算定
 - ◆ 2 回以上算定する場合は、その医療上の必要性についてレセプトの摘要欄に記載
 - ◆ 施設基準
 - ◆ 関連学会の定める適正使用指針において定められた実施施設基準に準じている
 - ◆ 届出に関する事項
 - ◆ 届出は別添 2 の様式 2 3 の 7 を用いる
- (新) 鳥特異的IgG抗体 8 7 3 点

 - ◆ 診察又は画像診断等により鳥関連過敏性肺炎が強く疑われる患者に対し E I A 法により測定した場合に算定
 - ◆ 医学的根拠をレセプトの摘要欄に記載

【検査】新設項目

□ (新) sFlt-1/PIGF比 340点

- ◆ 血清を検体とし、ECLIA法により可溶性fms様チロシンキナーゼI(sFlt-1)及び胎盤増殖因子(PIGF)を測定し、sFlt-1/PIGF比を算出した場合に算定
- ◆ 妊娠18週から36週未満の妊娠高血圧腎症が疑われる妊婦であって、以下のリスク因子のうちいずれか1つを有するものに対して実施した場合に、原則として一連の妊娠につき1回に限り算定できる。なお、リスク因子を2つ以上有する場合は、原則として当該点数は算定不可
 - ◆ (イ)収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧80mmHg以上
 - ◆ (ロ)蛋白尿
 - ◆ (ハ)妊娠高血圧腎症を疑う臨床症状又は検査所見
 - ◆ (ニ)子宮内胎児発育遅延
 - ◆ (ホ)子宮内胎児発育遅延を疑う検査所見

- ◆ 本検査を算定する場合は、上記リスク因子のいずれに該当するかをレセプトの摘要欄に記載
- ◆ (ハ)又は(ホ)に該当する場合は、その医学的根拠を併せて記載
- ◆ 医学的な必要性から、リスク因子を2つ以上有する妊婦に算定する場合、又は一連の妊娠につき2回以上算定する場合は、その詳細な理由をレセプトの摘要欄に記載

□ (新) 肺炎クラミジア核酸検出 360点

- ◆ 肺炎クラミジア感染の診断を目的として、LAMP法により実施した場合に算定
- ◆ 本検査とクラミドフィラ・ニューモニエIgG抗体、クラミドフィラ・ニューモニエIgA抗体、クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出を併施した場合は主たるもののみを算定

【検査】新設項目／項目の再編

□ レプチン 1,000点

- ◆ 脂肪萎縮、食欲亢進、インスリン抵抗性、糖尿病及び脂質異常症のいずれも有する患者に対して、全身性脂肪萎縮症の診断の補助を目的として、**ELISA**法により測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
- ◆ 関連学会が定める指針を遵守し、脂肪萎縮の発症時期及び全身性脂肪萎縮症を疑う医学的な理由をレセプトの摘要欄に記載

□ (新) サイトメガロウイルス核酸定量 450点

- ◆ サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者、HIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に算定

□ 抗カルジオリピン抗体 232点 ⇒

抗カルジオリピン**IgG**抗体、抗カルジオリピン**IgM**抗体、抗**β2**グリコプロテイン**IlgG**抗体、抗**β2**グリコプロテイン**IlgM**抗体 226点

- ◆ 抗カルジオリピン**IgM**抗体は**ELISA**法又は**CLIA**法で実施した場合に一連の治療につき2回に限り算定
- ◆ 抗**β2**グリコプロテイン**IlgG**抗体は抗リン脂質抗体症候群の診断を目的に**CLEIA**法又は**CLIA**法で実施した場合に一連の治療につき2回に限り算定
- ◆ 抗**β2**グリコプロテイン**IlgM**抗体は抗リン脂質抗体症候群の診断を目的に**CLEIA**法又は**CLIA**法で実施した場合に一連の治療につき2回に限り算定
- ◆ 抗カルジオリピン**IgG**抗体、抗カルジオリピン**IgM**抗体、抗**β2**グリコプロテイン**IlgG**抗体及び抗**β2**グリコプロテイン**IlgM**抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定

【検査】新設項目／点数の引き下げ

□ (新) 染色体検査 (全ての費用を含む)

□ FISH法を用いた場合 2,631点 ⇒ 2,553点 (患者1人1回)

□ (新) その他の場合 (要届出) ⇒ 2,553点

□ 分染法加算 397点 (点数変更なし)

◆ 「FISH法を用いた場合」の算定要件

- ◆ 患者1人につき1回に限り算定
- ◆ びまん性大細胞型B細胞リンパ腫又は多発性骨髄腫の診断の目的で検査を行った場合に、患者の診断の確定までの間に3回に限り算定可

◆ 「その他の場合」の算定要件

- ◆ 要届出
- ◆ 自然流産の既往のある患者で流産手術を行った者に対して、流産検体を用いたギムザ分染法による絨毛染色体検査を実施した場合に算定

◆ 届出に関する事項

- ◆ 届出は別添2の様式23の1の2及び様式52を用いる

◆ 「その他の場合」の施設基準

◆ (1) 次に掲げる基準を全て満たしている

- ◆ 産婦人科、産科又は婦人科を標榜し、専ら産婦人科、産科又は婦人科で10年以上の経験を有する医師を配置
- ◆ 当該医師は、流産検体を用いた絨毛染色体検査を主として実施する医師として20例以上の症例を実施
- ◆ 緊急手術が可能な体制を有している (緊急手術が可能な保険医療機関との連携(当該連携について、文書による契約が締結されている場合に限る)により、緊急事態に対応するための体制が整備されている場合でも可)
- ◆ 遺伝カウンセリング加算の届出を行っている (遺伝カウンセリング加算の届出医療機関と連携体制があり、当該患者の遺伝カウンセリングを実施することが可能である場合でも可)

◆ (2) 衛生検査所に委託する場合は看護師のみの配置でよくその他の基準は(1)と同じ

【検査】引き上げ項目

□細菌顕微鏡検査

- ◆ 1 に対する集菌塗抹加算 3 2 点 ⇒ 3 5 点
- ◆ 3、その他のもの 6 1 点 ⇒ 6 4 点

□細菌培養同定検査

- ◆ 口腔、気道又は呼吸器からの検体
1 6 0 点 ⇒ 1 7 0 点
- ◆ 消化管からの検体
1 8 0 点 ⇒ 1 9 0 点
- ◆ 血液又は穿刺液
2 1 5 点 ⇒ 2 2 0 点
- ◆ 泌尿器又は生殖器からの検体
1 7 0 点 ⇒ 1 8 0 点
- ◆ その他の部位からの検体
1 6 0 点 ⇒ 1 7 0 点
- ◆ 嫌気性培養加算
1 1 2 点 ⇒ 1 2 2 点

□細菌薬剤感受性検査

- ◆ 1 菌種 1 7 0 点 ⇒ 1 8 0 点
- ◆ 2 菌種 2 2 0 点 ⇒ 2 3 0 点
- ◆ 3 菌種以上 2 8 0 点 ⇒ 2 9 0 点

□抗酸菌分離培養（液体培地法）

2 8 0 点 ⇒ 3 0 0 点

□抗酸菌分離培養（それ以外）

2 0 4 点 ⇒ 2 0 9 点

□抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）

3 8 0 点 ⇒ 4 0 0 点

□経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）

3 0 点 ⇒ 3 5 点

11

【検査】引き上げ項目／削除項目

□ 鼻腔・咽頭拭い液採取 5点 ⇒ 25点

□ 動脈血採取（1日につき） 50点 ⇒ 55点

◆ 6歳未満の乳幼児加算 15点 ⇒ 30点

□ 血液採取（1日につき）

◆ 静脈 35点 ⇒ 37点

◆ 6歳未満の乳幼児加算 25点 ⇒ 30点

□ 削除される項目

□ 網膜中心血管圧測定

□ Bence Jones 蛋白定性（尿）

□ 動物使用検査

【検査】引き下げ項目

□ 生化学的検査 (I) 10項目以上 109点 ⇒ 106点	□ 心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量 115点 ⇒ 112点
□ 腫瘍マーカー検査4項目以上 408点 ⇒ 396点	□ シスタチンC 118点 ⇒ 115点
□ 肝炎ウイルス5項目以上 438点 ⇒ 425点	□ アンギオテンシンI転換酵素 (ACE)、ビタミンB12 144点 ⇒ 140点
□ アルブミン定量 (尿) 102点 ⇒ 99点	□ ヒアルロン酸、レムナント様リポ蛋白コレステロール (RLP-C) 184点 ⇒ 179点
□ カルプロテクチン (糞便) 276点 ⇒ 270点	□ オステオカルシン (OC) 161点 ⇒ 157点
□ 顆粒球エラスターゼ (子宮頸管粘液) 122点 ⇒ 119点	□ 低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC) 158点 ⇒ 154点
□ IgGインデックス 414点 ⇒ 402点	□ I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (PINP) 169点 ⇒ 164点
□ 骨髄像 812点 ⇒ 788点	
□ Dダイマー定性 125点 ⇒ 122点	

【検査】引き下げ項目

□ 成長ホルモン (G H)、卵胞刺激ホルモン (F S H)、C-ペプチド (C P R)、黄体形成ホルモン (L H)	1 1 1 点 ⇒ 1 0 8 点	□ 甲状腺刺激ホルモン (T S H)	1 0 4 点 ⇒ 1 0 1 点
□ テストステロン	1 2 5 点 ⇒ 1 2 2 点	□ インスリン (I R I)	1 0 6 点 ⇒ 1 0 3 点
□ 遊離サイロキシン (F T 4)、遊離トリヨードサイロニン (F T 3)、コルチゾール	1 2 7 点 ⇒ 1 2 4 点	□ フェリチン半定量、フェリチン定量	1 0 8 点 ⇒ 1 0 5 点
□ トリヨードサイロニン (T 3)	1 0 2 点 ⇒ 9 9 点	□ 葉酸	1 5 4 点 ⇒ 1 5 0 点
□ サイロキシン (T 4)	1 1 1 点 ⇒ 1 0 8 点	□ C A 1 2 5	1 4 4 点 ⇒ 1 4 0 点
□ サイログロブリン	1 3 3 点 ⇒ 1 3 1 点	□ クラミジア・トラコマチス核酸検出	1 9 8 点 ⇒ 1 9 3 点
□ 抗サイログロブリン抗体	1 4 4 点 ⇒ 1 4 0 点	□ 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	2 7 8 点 ⇒ 2 7 0 点
□ エストラジオール (E 2)	1 7 7 点 ⇒ 1 7 2 点	□ H P V 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)	3 6 0 点 ⇒ 3 5 2 点

【検査】引き下げ項目

- | | |
|---|---|
| <p>□副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)、副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン
194点 ⇒ 189点</p> | <p>□前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9
127点 ⇒ 124点</p> |
| <p>□心房性Na利尿ペプチド (ANP)
227点 ⇒ 221点</p> | <p>□PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量
139点 ⇒ 135点</p> |
| <p>□癌胎児性抗原 (CEA) 102点 ⇒ 99点</p> | <p>□核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)
147点 ⇒ 143点</p> |
| <p>□α-フェトプロテイン (AFP)
104点 ⇒ 101点</p> | <p>□神経特異エノラーゼ (NSE)
146点 ⇒ 142点</p> |
| <p>□扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)
107点 ⇒ 104点</p> | <p>□遊離型PSA比 (PSAF/T比)
154点 ⇒ 150点</p> |
| <p>□NCC-ST-439、CA15-3
118点 ⇒ 115点</p> | <p>□トランスフェリン (尿) 104点 ⇒ 101点</p> |
| <p>□エラスターゼ1
126点 ⇒ 123点</p> | |
| <p>□KL-6
114点 ⇒ 111点</p> | |

【検査】引き下げ項目

- | | | | |
|--|-------------------|-----------------------------|-------------------|
| □ B C A 2 2 5、サイトケラチン19フラグメント
(シフラ) | 1 6 2 点 ⇒ 1 5 8 点 | □ (1→3) -β-D-グルカン | 2 0 7 点 ⇒ 2 0 1 点 |
| □ A群β溶連菌迅速試験定性 | 1 2 7 点 ⇒ 1 2 4 点 | □ グロブリンクラス別ウイルス抗体価 (1項目当たり) | 2 1 2 点 ⇒ 2 0 6 点 |
| □ インフルエンザウイルス抗原定性 | 1 3 9 点 ⇒ 1 3 6 点 | □ レジオネラ抗原定性 (尿) | 2 1 7 点 ⇒ 2 1 1 点 |
| □ クラミジア・トラコマチス抗原定性 | 1 6 0 点 ⇒ 1 5 6 点 | □ H B e 抗原、H B e 抗体 | 1 0 4 点 ⇒ 1 0 1 点 |
| □ アスペルギルス抗原 | 1 6 1 点 ⇒ 1 5 7 点 | □ H C V 抗体定性・定量、H C V コア蛋白 | 1 0 8 点 ⇒ 1 0 5 点 |
| □ 大腸菌 O 157 抗体定性、H T L V - I 抗体 | 1 6 8 点 ⇒ 1 6 3 点 | □ H B c 抗体半定量・定量 | 1 3 7 点 ⇒ 1 3 3 点 |
| □ アデノウイルス抗原定性 (糞便を除く) | 1 8 9 点 ⇒ 1 8 4 点 | □ H C V 血清群別判定 | 2 2 7 点 ⇒ 2 2 1 点 |

【検査】引き下げ項目

- | | |
|---|--|
| <p>□ H B V コア関連抗原 (H B c r A g)
266点 ⇒ 259点</p> | <p>□ 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性
179点 ⇒ 174点</p> |
| <p>□ 抗核抗体 (蛍光抗体法) 定性、抗核抗体 (蛍光抗体法) 半定量、抗核抗体 (蛍光抗体法) 定量
105点 ⇒ 102点</p> | <p>□ 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量
186点 ⇒ 181点</p> |
| <p>□ 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体
146点 ⇒ 142点</p> | <p>□ 抗ミトコンドリア抗体定量
194点 ⇒ 189点</p> |
| <p>□ 抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/La抗体定量
161点 ⇒ 158点</p> | <p>□ I g G型リウマトイド因子
203点 ⇒ 198点</p> |
| <p>□ 抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A/Ro抗体半定量、抗SS-A/Ro抗体定量
163点 ⇒ 161点</p> | <p>□ 抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量
204点 ⇒ 198点</p> |
| <p>□ 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性
168点 ⇒ 163点</p> | <p>□ 抗TSHレセプター抗体 (TRAb)
226点 ⇒ 220点</p> |
| | <p>□ 抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)
265点 ⇒ 258点</p> |

【検査】引き下げ項目

□抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体（PR3-ANCA）	267点 ⇒ 259点	□HBV核酸定量	271点 ⇒ 263点
□β2-マイクログロブリン	104点 ⇒ 101点	□HCV核酸検出	350点 ⇒ 340点
□トランスサイレチン（プレアルブミン）	107点 ⇒ 104点	□HCV核酸定量	437点 ⇒ 424点
□α1-マイクログロブリン、ハプトグロビン（型補正を含む）	136点 ⇒ 132点	□（新）Ⅳ型コラーゲン（尿）	189点 ⇒ 184点
□マイコプラズマ核酸検出	300点 ⇒ 291点		
□大腸菌ベロトキシン定性	194点 ⇒ 189点	□病理診断料	
		□組織診断料	450点 ⇒ 520点
		□病理判断料	150点 ⇒ 130点

【検査】要件の見直しなど

□ (新) SCCA 2 300点

- ◆ 15歳以下の小児アトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的に、ELISA法により測定した場合に、月1回を限度として算定
- ◆ TARCを同一月中に併施した場合は主たるもののみ算定

□ TARC

- ◆ アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度
- ◆ (新) COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く)の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合、一連の治療につき1回を限度

□ ダーモスコピーの対象疾患追加

- ◆ 悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変、円形脱毛症、日光角化症の診断又は経過観察の目的で行った場合
- ◆ 検査の回数又は部位数にかかわらず4月に1回に限り算定
- ◆ 新たに他の病変で検査を行う場合で医学的な必要性から4月に2回以上算定する場合は、レセプトの摘要欄にその理由を記載することとし、この場合でも月に1回を限度

【検査】要件の見直しなど

□ 小児食物アレルギー負荷検査

- ◆ 9 16歳未満に年々3回に限る

□ 発達及び知能検査の「2」の「操作が複雑なもの」

- ◆ WPPSI-III知能診断検査を追加

□ 公認心理士の経過措置

- ◆ (新)平成31年4月1日から当分の間、以下のいずれかの要件に該当する者は、公認心理師とみなす
 - ◆ 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者
 - ◆ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

□ ロービジョン検査判断料の施設基準見直し

- ◆ 厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）（以下「視覚障害者用補装具適合判定医師研修会」という）を修了した眼科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を修了した医師に限る）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる

【検査】要件の見直しなど

□ 小腸内視鏡検査（点数変更なし）

- バルーン内視鏡によるもの 6,800点
- （新）スパイラル内視鏡によるもの 6,800点
- カプセル型内視鏡によるもの 1,700点
 - 内視鏡的留置術加算（15歳未満） 260点
- その他のもの 1,700点
 - 粘膜点墨法加算 60点

◆ 算定の留意事項

◆ スパイラル内視鏡

- ◆ 電動回転可能なスパイラル形状のフィンを着した内視鏡を用いて小腸内視鏡検査を行った場合に算定

◆ 内視鏡的留置術加算

- ◆ 小児の麻酔及び鎮静に十分な経験を有する常勤の医師が1人以上配置されている保険医療機関において、消化器内視鏡を経口的に挿入し、カプセル内視鏡の挿入及び配置に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている内視鏡的挿入補助具を用いてカプセル型内視鏡を十二指腸に誘導し、カプセル型内視鏡によるものを実施した場合に算定
- ◆ この適応の判断及び実施に当たっては、関連学会が定めるガイドラインを遵守する
- ◆ 内視鏡的挿入補助具を使用した患者はレセプトに症状詳記を添付
- ◆ 胃・十二指腸ファイバースコープの点数は別に算定不可

【検査】要件の見直しなど

□大腸内視鏡検査

□（新）バルーン内視鏡加算 450点

□（新）内視鏡的留置術加算 260点

◆ 15歳未満の患者に対して内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合

◆算定の留意事項

◆バルーン内視鏡加算

◆ 大腸内視鏡検査が必要で大腸ファイバースコピーを実施したが、腹腔内の癒着等により回盲部まで到達できなかった患者に大腸ファイバースコピーを用いた場合に限り算定可

◆ バルーン内視鏡を使用した患者は、レセプトに症状詳記を添付

◆内視鏡的留置術加算

◆ 小児の麻酔及び鎮静に十分な経験を有する常勤の医師が1人以上配置されている保険医療機関において、消化器内視鏡を経口的に挿入し、カプセル内視鏡の挿入及び配置に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている内視鏡的挿入補助具を用いてカプセル型内視鏡を十二指腸に誘導し、カプセル型内視鏡によるものを実施した場合に算定

◆ この適応の判断及び実施に当たっては、関連学会が定めるガイドラインを遵守する

◆ 内視鏡的挿入補助具を使用した患者はレセプトに症状詳記を添付

◆ 胃・十二指腸ファイバースコピーの点数は別に算定不可



ご静聴・ご視聴
ありがとうございました

MSGチャンネルにて様々な
情報提供を行っております

拙著がじほう社より刊行予定です

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル 2022年度版』

<https://www.jiho.co.jp/shop/list/detail/tabid/272/catid/10800/pdid/54088/Default.aspx>

